

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名 : 株式会社大達土木
法人番号 : 4011701001777
業者の住所 : 東京都江戸川区西篠崎 2-24-11
- 2 指名停止の期間 : 令和7年10月16日 ~ 令和7年12月15日 (2か月)
- 3 指名停止の措置対象地区 : 関東甲信地区

4 事実概要

当該業者は、東京都内の公共工事において、一次下請業者が請け負った建設工事を一括して二次下請業者に請け負わせていた事実を把握しながら、建設業法第24条の7第1項及び第2項に違反して、これらの下請業者に対する指導等を怠った。

また、別の東京都内の複数の公共工事において、建設業法第24条の8第1項及び第4項に規定する施工体制台帳及び施工体系図について、事実と異なる施工体制台帳及び施工体系図を作成し、その写しを発注者に提出した。

さらに、別の東京都内の公共工事において、建設業法第24条の8第1項に規定する施工体制台帳について、事実と異なる施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出した。

これらのことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、東京都知事より監督処分（営業停止25日間）を受けた。

5 指名停止の理由

4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号）別表第2第13号(下記参照)に該当する。

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象地区
1～12 省略	省略
(建設業法違反行為)	
13 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から発生地区又は全地区を対象として1か月以上9か月以内
14～16 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 建設企画部 工事契約課 TEL 045-222-9041(直通)